

奥多摩町競争入札参加者心得（電子入札用）

（趣旨）

第1条 この心得は、奥多摩町契約事務規則（昭和45年規則第4号）その他の関係法令に定めるもののほか、奥多摩町（以下「町」という。）が発注する工事の請負、製造の請負、物品の買入れ・賃貸借、設計・調査・測量その他の業務委託等において、町が東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を用いて行う一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

（資格確認及び指名の取消）

第2条 一般競争入札に参加する資格を得た者又は指名競争入札の参加者の指名を受けた者（以下「競争入札参加資格者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。
- （2） 営業停止命令を受けたとき。
- （3） 営業を休止又は廃止したとき。
- （4） 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った一般競争入札の参加資格又は指名競争入札の参加者の指名は、町において特別の理由がある場合を除くほか、これを取り消す。

3 競争入札参加資格者等が、次の各号のいずれかに該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該競争入札にかかる参加資格又は指名を取り消す。

- （1） 奥多摩町契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年要綱第30号）に定める措置要件に該当する者
- （2） 奥多摩町工事請負業者等指名停止基準に定める措置要件に該当する者
- （3） 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当した者

4 競争入札参加資格者等について、経営、資産又は信用の状況の変動により、契約の

履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該競争入札にかかる参加資格又は指名を取り消すことがある。

(入札保証金)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、その見積もる契約金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付をしないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札参加者が、適正な参加資格を有する者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められ、一般競争入札参加資格審査の結果通知（以下「結果通知」という。）又は指名競争入札の参加者の指名の通知（以下「指名通知」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第4条 前条の規定による入札保証金の納付は、次表の左欄に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担 保 の 種 類	担 保 の 価 値
国債	政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
地方債	
銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手	小切手の金額
上記に掲げるもののほか、町長が確実と認めるもの	町長が適正と認める金額

- 2 入札参加者は、国債及び地方債を代用担保として提供する場合において、当該担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び白紙委任状を添付しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第5条 入札参加者は、町を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約にかかる保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第6条 入札保証金は、町の発行する納付書により、結果通知又は指名通知において指示する金銭出納員に納付しなければならない。

2 金銭出納員は、入札保証金の納付があったときは、入札保証金領収書及び納付証明書等を当該納入者に交付する。

3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本的事項)

第7条 入札参加者は、町から提示された図面、仕様書、内訳書及び契約書案、その他の契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

2 図面、仕様書、内訳書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総額により行われなければならない。ただし、結果通知又は指名通知において単価によるべきことを提示した場合においては、その指示するところによる。

4 競争入札に付する事項の総額をもって落札を定める場合においては、その内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げない。単価をもってこれを定める場合においては、その総額に誤りがあるときもまた同様とする。

5 総額をもって定める落札の内訳に不相当と認められる事項があるときは、落札者は、これを訂正しなければならない。

(入札の辞退等)

第8条 入札参加者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、入札締切日時までに、電子入札システムの辞退届を提出し又はその旨の書面を契約担当へ直接持参するか、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により契約担当へ送付するものとする。ただし、送付する場合は、入札日の前日までに契約担当に送達するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、前2項の規定によらずに辞退した者はこの限りではない。

(公正な入札の確保)

第9条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(入札)

第10条 入札参加者は、電子入札システムの入札書に必要な事項を入力し、あらかじめ結果通知又は指名通知において示した入札締切日時までに提出しなければならない。この場合において、入札保証金の納付を要する者については、入札締切日時までに、入札保証金納付証明書を契約担当に直接持参するか郵便等で送付しなければならない。入札保証金の納付に代えて担保を提供した場合において、当該担保が有価証券である場合についても同様とする。

- 2 前項の入札は、あらかじめ期間を定めて委任状を届け出た代理人（代理人が認証局から電子証明書を取得している場合に限る。）に行わせることができる。
- 3 入札参加者は、町長が積算内訳書の提出を求めた場合は、これを提出しなければならない。

(入札書の書換え等の禁止)

第11条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の取り止め等)

第12条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

- 2 天災、広域的又は地域的停電、電子入札システムの障害その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(開札)

第13条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において行う。その際、入札者を立ち合わせることができる。

- 2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない町職員を立ち合わせる。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 電子入札システムの入札書が、入札締切日時までにシステムのサーバーに到達していない入札
- (4) 予定価格を事前に公表している工事の請負の入札において、予定価格を超える金額での入札
- (5) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に金額の記載のないもの若しくは入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録のないもの
- (6) 電子入札システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
- (7) 電子入札システムにおいて、必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたものにかかる入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 一定の金額で価格を表示していないもの
- (12) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記した入札
- (13) 電子入札システムの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札
- (14) 前各号のほか、特に指定した事項に違反した入札
(落札者)

第15条 売却及び貸付けの場合においては、予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。

2 前項に規定する以外のものについては、予定価格以下の最低価格の入札者をもって落札者とする。ただし、次条及び第17条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者とすることがある。

(最低価格の入札者以外の者を落札者としてできる場合)

第16条 工事又は製造の請負の競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の

価格をもって入札をした者を落札者とすることができる。

（再度入札）

第 17 条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、別途、町が指示する手続を経た後、ただちに再度入札を行う。

2 前項の再度入札の回数は、原則として 2 回以内とする。

3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第 16 条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格を設けた場合の最低制限価格以上の価格で入札した者に限る。

4 前 3 項の規定にかかわらず、予定価格を事前に公表している場合においては、再度入札を行わない。

（再度入札の入札保証金）

第 18 条 前条の規定により再度入札を行う場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

（くじによる落札者の決定）

第 19 条 落札となるべき同価の入札をしたものが 2 人以上あるときは、電子入札システム又は実地によりくじ引きを行い、落札者を決定する。

（入札結果の通知）

第 20 条 開札をした後、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を電子入札システムで入札参加者に知らせる。なお、落札者となった者には、電子入札システムにより、その旨を通知する。

（契約書等の作成）

第 21 条 落札者は、落札決定後 7 日以内に、契約書に記名押印の上、提出しなければならない。

2 前項の期間は、町において必要があるときは、あらかじめ指示するところにより伸縮することがある。

（契約の確定）

第 22 条 契約は、町長と落札者がともに契約書に記名押印したときに確定する。

（入札保証金等の返還）

第 23 条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条に

において同じ。)は、落札者に対しては契約保証金の納付後(契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後。)、その他の者に対しては落札者の決定後、これを返還する。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、契約の確定後に入札保証金を返還する。

(入札保証金に対する利息)

第24条 入札保証金に対しては、その受け入れ期間につき利息を付さない。

(入札保証金の没収)

第25条 入札保証金を納付した場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付にかかる入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)は、町に帰属する。

(契約保証金)

第26条 落札者は、契約金額(単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の10以上の契約保証金を契約書の提出前に納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 落札者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 奥多摩町契約事務規則(昭和45年規則第4号)第45条の2項第3号から第7号に該当したとき。
- (4) 結果通知書又は指名通知書において、その全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用)

第27条 第4条及び第29条の規定は、契約保証金について準用する。

- 2 前項の準用規定のほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証は、契約保証金の納付に代えることができる担保とし、担保の価値は、その保証する額とする。

(契約保証金の納付方法)

第28条 契約保証金は、町の発行する納付書により、契約の確定前に納付しなければならない。

(履行保証保険証券等の提出)

第 29 条 落札者は、町を被保険者とする履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該契約にかかる履行保証保険証券又は工事履行保証証券を契約の確定前に提出しなければならない。

（議会の議決を経なければならない契約）

第 30 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）の適用がある契約案件については、奥多摩町議会の議決を経た上、契約を確定させる。

（前金払の対象）

第 31 条 公共工事等の前金払は、入札条件として、当該工事等が前金払対象である旨を明示したものについて行う。

（前金払の率等）

第 32 条 前金払の率は、工事の設計、調査及び測量等の委託については、契約金額の 10 分の 3（工事においては 10 分の 4）を超えない範囲内とする。ただし、10 万円未満の端数は切り捨てるものとする。

（翌年度以後にわたる工事等の特例）

第 33 条 前払金は、翌年度以後にわたる工事等についても、原則として、初年度に支払うものとするが、債務負担行為等を伴う工事等のうち、町長が特に認めるものにあつては、前払金の全部又は一部を支払わず、残額を翌年度開始以後に支払うことができるものとする。

（前払金の請求）

第 34 条 前払金を請求しようとするときは、公共工事の前払金の保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と当該工期を保証期間とする同法第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を町に提出しなければならない。

（中間前金払の対象）

第 35 条 公共工事の中間前金払は、入札条件として、当該工事が中間前金払対象である旨を明示したものについて行う。ただし、部分払を受ける場合は、中間前金払を受けることができない。

（中間前金払の率等）

第 36 条 中間前金払の率は、契約金額の 10 分の 2 を超えない範囲内とする。ただし、10 万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(中間前金払にかかる認定)

第37条 中間前金払は、次の各号に掲げる要件を全て満たしたと認められる場合において支払うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事にかかる作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事にかかる作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(翌年度以後にわたる工事の特例)

第38条 中間前払金は、翌年度以後にわたる工事についても、原則として、前条各号の要件を満たした年度に支払うものとするが、債務負担行為を伴う工事等のうち、町長が特に認めるものにあつては、中間前払金の全部又は一部を支払わず、残額を翌年度開始以後に支払うことができるものとする。

(中間前金払についての前金払の規定の準用)

第39条 第34条の規定は、中間前払金について準用する。

(異議の申立て)

第40条 入札者は入札後、この心得、設計図書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用等)

第41条 この心得に明記のない事項及びこの心得の解釈については、町の指示によるものとする。なお、見積り合わせの場合についても、この心得を準用するものとする。

附則

この心得は、令和 6 年 1 月 4 日から実施する。

改正 令和 6 年 3 月 2 9 日

附則

この心得は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

改正 令和 7 年 4 月 1 日

附則

この心得は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。